

神奈川県後期高齢者医療広域連合告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第235条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定により、神奈川県後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関及びその取扱事務の範囲を次のように定める。

平成24年3月5日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 阿部 孝夫

- 1 神奈川県後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関の名称
株式会社ゆうちょ銀行
- 2 神奈川県後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関の位置
東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
- 3 神奈川県後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関の事務取扱営業所等
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県内で業務を行う株式会社ゆうちょ銀行の本支店及び出張所並びに株式会社ゆうちょ銀行が銀行代理店契約を締結した郵便局株式会社の営業所（郵便局株式会社が業務を再委託した者の施設を含む。）並びに横浜貯金事務センター
- 4 神奈川県後期高齢者医療広域連合収納代理金融機関の取扱事務の範囲
神奈川県後期高齢者医療広域連合の公金収納事務の一部
- 5 指定年月日
平成24年3月5日